

2020

西いぶり広域連合議会会議録

第1回定例会

令和2年2月20日開会

令和2年2月20日閉会

西いぶり広域連合議会

令和2年第1回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会 議 区 分	会 議 時 間	会 議 内 容
2. 2 0	木	本 会 議	1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 7	開会、会期の決定、議案の説明、質疑、 議案の議決、選挙管理委員並びに同補 充員の選挙、一般質問、閉会

令和２年第１回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和２年２月２０日（木）（１日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会	議 決 結 果
			付託年月日	議決年月日
議案第 １ 号	令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）	２． ２． ２０		原 案 可 決
				２． ２． ２０
議案第 ２ 号	令和２年度西いぶり広域連合一般会計予算	２． ２． ２０		原 案 可 決
				２． ２． ２０
議案第 ３ 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	２． ２． ２０		同 意
				２． ２． ２０
	西いぶり広域連合選挙管理委員並びに同補充員の選挙			当 選
				２． ２． ２０
その他会議に付した事件	会期の決定			決 定
				２． ２． ２０

目 次

第1号（令和2年2月20日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	2
諸般の報告	2
○佐賀議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（我妻 静夫議員、砂田 尚子議員）	2
日程第2 会期の決定（2月20日 1日）	2
日程第3 議案第1号、議案第2号（議案説明）	2
○青山広域連合長	2
○小泉事務管理者	3
○羽立 秀光議員	5
○佐藤事務局長	5
○羽立 秀光議員	6
○佐藤事務局長	7
○羽立 秀光議員	7
○小泉事務管理者	8
○小久保 重孝議員	8
○佐久間共同電算室主幹	8
○小久保 重孝議員	10
○佐久間共同電算室主幹	10
○小泉事務管理者	11
○小久保 重孝議員	11
○佐久間共同電算室主幹	12
○青山広域連合長	13
日程第4 議案第3号（議案説明）	13
○青山広域連合長	13
日程第5 西いぶり広域連合選挙管理委員並びに同補充員の選挙	14
日程第6 一般質問	14
○小久保 重孝議員	14
○佐藤事務局長	15
○小久保 重孝議員	16
○佐藤事務局長	17

○青山広域連合長	1 8
○小久保 重孝議員	1 8
○佐藤事務局長	1 8
○小久保 重孝議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
○小久保 重孝議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
○小久保 重孝議員	1 9
○佐藤事務局長	2 0
○小久保 重孝議員	2 0
○佐藤事務局長	2 0
○小久保 重孝議員	2 0
○佐藤事務局長	2 1
○小久保 重孝議員	2 1
○青山広域連合長	2 2
○小久保 重孝議員	2 2
閉会宣告	2 3

令和2年2月20日（木曜日）

第 1 号

令和2年 第1回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和2年2月20日（木曜日）

午後 2時00分 開会

午後 3時37分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号、議案第2号
日程第4 議案第3号
日程第5 西いぶり広域連合選挙管理委員並びに同補充員の選挙
日程第6 一般質問

9番 羽立秀光
10番 杉尾直樹
11番 小栗義朗
12番 阿戸孝之
13番 阿部正明

○説明員

広域連合長 青山剛
副広域連合長 小笠原春一
副広域連合長 菊谷秀吉
副広域連合長 村井洋一
副広域連合長 真屋敏春
事務管理者 小泉賢一
代表監査委員 松岡喜代孝
事務局長 佐藤学
総務課長 田所和久
総務課主幹 藤谷大生
総務課主幹 稲場英憲
総務課主幹 工藤隆司
共同電算室主幹 佐久間樹

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
2 日程第1
3 日程第2
4 日程第3
5 委員会付託省略
6 日程第4
7 日程第5
8 日程第6

○出席議員（15名）

議長 15番 小田中 稔
副議長 14番 小久保 重孝
1番 板垣 正人
2番 五十嵐 篤雄
3番 森 太郎
4番 真鍋 盛男
5番 山田 秀人
6番 大高 一敏
7番 我妻 静夫
8番 砂田 尚子

○事務局出席職員

事務局長 佐賀孝志
議事課長 岩間光城
議事係長 山下盛弘
書記 佐藤俊文
書記 佐藤友泰

午後 2時00分 開会

○議長（小田中 稔） ただいまから、令和2年第1回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

佐賀事務局長

○議会事務局長（佐賀 孝志） 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案にかかわるもの3件、議長付議にかかわるもの1件の合計4件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

- 1 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から報告のあった事件

定期監査結果報告について

- 2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件

例月現金出納検査結果報告について

（一般会計 令和元年9月分～11月分）

上記のとおり報告します。

令和2年2月20日

西いぶり広域連合議会

議長 小田中 稔

○議長（小田中 稔） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、我妻 静夫議員並びに砂田 尚子議員を指名いたします。

○議長（小田中 稔） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長（小田中 稔） 次は、日程第3 議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第4号）外1件を一括議題といたします。

議案第1号 令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 令和2年度西いぶり広域連合一般会計予算

○議長（小田中 稔） 広域連合長から、提出議案の大綱について説明のため、発言を求められておりますので、これを許します。

青山広域連合長

○広域連合長（青山 剛）（登壇） 令和2年第1回西いぶり広域連合議会定例会の開会に当たりまして、提出議案の大綱について御説明を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年5月に3期目の広域連合長の任につかせていただきましたが、西胆振地域の広域的な廃棄物処理を目的として設立された当広域連合も、この3月8日で設立から20年となります。

広域連合では、新たなごみ処理施設の建設に向け、昨年11月に実施方針を公表し、現在は入札公告に向けた事務を進めております。その一方で、間もなくメルタワーは稼働開始から17年、最終処分場は26年となり、いずれも老朽化が進み、対策が必要な状況となっております。また、共同電算におきましても、本格運用の開始から11年、前回の機器更新から5年となり、次の機器更新について検討を進めてお

ります。

効率的な行政運営を目指した広域連合設立時の思想を継続し、安定した行政運営を行う中で、関係市町における財政負担の軽減を最大限図ってまいりたいと考えております。

さて、広域連合の各事務の取り組みにつきましては、廃棄物処理事務では、ごみ処理施設の建てかえに向け、住民の皆様に必要な情報提供や協議を行い、御理解をいただきながら、できる限り早期に新施設を稼働できるよう、事業者の選定に向けた事務について、関係市町と緊密に連携を図り、順次進めてまいります。

また、新たなごみ処理施設においては、昨年6月に言い渡された現施設の性能保証責任と修補費用に係るプラントメーカーとの控訴審判決を教訓とし、施設の維持補修状況及び財務状況などのモニタリングの徹底や各種の性能確認試験を行うことなどにより、運営期間中におけるプラントメーカーの責任と費用負担を厳しく求めてまいります。

共同電算事務では、来年3月に保守期限を迎える情報セキュリティ対策用機器の更新を図り、情報セキュリティの確保に努めるとともに、昨年5月に成立した戸籍法の一部を改正する法律により、戸籍法や番号利用法等の関連法が改正されたことによる戸籍事務へのマイナンバー制度の導入など、各種制度改正への対応を図り、関係市町の事務に支障を来すことがないよう共同電算システムの安定稼働に努めてまいります。

次に、ただいま議題となりました議案2件についてであります。補正予算は共同電算事務に係る各種業務委託に伴う債務負担行為の設定であります。

令和2年度当初予算は総額22億2,938万1,000円で、編成に当たりましては、各市町の負担金軽減に向けた内部管理経費の圧縮や、廃棄物処理関係ではごみ量の適切な推計や施設

の安定稼働、共同電算では制度改正への的確な対応や効率的な運営などを念頭に行ったところであります。

以上が議案の大綱であります。案件につきましては事務管理者より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小田中 稔） 小泉事務管理者

○事務管理者（小泉 賢一） それでは、各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

このたびの補正は債務負担行為を設定するものでございまして、令和2年度当初から実施をいたします共同電算用システム等保守業務委託で2億790万円、上下水道料金システム改修業務委託で290万円、介護保険システム改修業務委託で90万円、またそれぞれ令和2年度～令和3年度の経費となりますが、福祉システム保守業務委託で2,420万円、上下水道料金システム保守業務委託で1,180万円のほか、令和2年度～令和5年度の経費として、コンビニ交付システム保守業務委託で1,060万円の限度額を設定するものでございます。

次に、議案第2号令和2年度西いぶり広域連合一般会計予算でございます。

令和2年度西いぶり広域連合一般会計予算及び予算説明書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を22億2,938万1,000円とし、第2条債務負担行為の限度額などの所要事項につきまして、4ページの第2表によるものとし、第3条一時借入金では、借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、予算の主な内容につきまして、歳出から御説明申し上げますので、12ページをお開きいただきたいと思います。

第1款議会費では、議員報酬や委員会調査旅費など議会運営に要する経費289万4,000円を計上してございます。

次に、第2款総務費は272万円の計上でございまして、一般管理費では、広報西いぶり発行経費や車両維持管理経費のほか、統一的な基準による地方公会計財務書類作成業務委託料などを計上してございます。

次に、14ページ、第3款情報処理費では、西いぶりデータセンター運営管理経費や共同電算システム運用経費など、4億4,153万2,000円を計上してございます。

次に、16ページ、第4款ごみ処理費は15億8,031万1,000円を計上してございまして、下段になりますが、第1項ごみ処理費の中間処理施設運営費では、施設運転保守管理業務委託料のほか、18ページになりますが、施設の老朽化対策に係る業務委託料など、14億4,154万1,000円を計上してございます。

また、18ページ上段になりますが、最終処分場運営費では管理業務等委託料など、4,682万8,000円の計上、リサイクルプラザ運営費では管理業務等委託料など、6,189万3,000円を計上してございます。

第2項施設建設費では、中間処理施設整備に係る事業者選定支援業務委託料や技術支援業務委託料など、2,718万1,000円を計上してございます。

次に、第5款土木費では、余熱利用施設等運営費として、20ページになりますが、管理業務等委託料など、4,673万5,000円を計上してございます。

次に、第6款災害復旧費は前年度と同額の100万円を計上、第7款公債費では、データセンターや都市公園整備にかかわる地方債の元利償還金など、合わせて4,984万6,000円を計上してございます。

次に、第8款職員費では、22ページになり

ますが、一般職の給与費や派遣職員の給与費負担金など、1億234万3,000円を計上してございます。なお、この職員費に関連いたしまして、24ページ以降に給与費明細書を掲載してございます。

次に、第9款予備費は前年度と同額の200万円を計上してございます。

以上で歳出を終えまして、次に歳入について御説明を申し上げます。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金は20億125万6,000円の計上で、市町別につきましては説明欄に記載のとおりとなっております。

第2款使用料及び手数料では、ごみ処分手数料など、1億3,389万7,000円を計上、第3款国庫支出金では、歳出の中間処理施設建設費に対応し、793万5,000円を計上、第4款財産収入では、10ページになりますが、空き缶、ペットボトルの売り払い収入など、2,998万4,000円を計上、第6款諸収入では、廃棄物処理施設運営に伴う溶融飛灰等処分費収入など、5,630万8,000円を計上してございます。

以上が歳入歳出の概要でございまして、このほかの説明資料といたしまして、34ページに歳出予算額の款別及び節別予算調書、36ページに地方債の状況調書、38ページに職員費の目的別予算調書と歳出予算性質別前年度比較表を掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小田中 稔） 質疑を行います。

初めに、議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号令和2年度西いぶり広域連合一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

羽立 秀光議員

○9番（羽立 秀光） それでは、自席から質問させていただきます。

質問に入る前に、このたびの中国で起きたコロナ肺炎には、大変世界中の皆さんが大混乱なようでございます。特に、日本もまたいろんな問題で、たくさんの方々が肺炎になられまして、亡くなった方もおります。どうか亡くなった方にはお悔やみ申し上げますとともに、肺炎になられた方が一日も早く完全に回復されますことをお祈りして、質問に入りたいと思います。

それでは、議案第2号令和2年度西いぶり広域連合一般会計予算について質問いたします。

債務負担行為のうち、中間処理施設の整備、運営事業費について質問いたします。

新中間処理施設の整備については、さきの常任委員会の中でも、事業者選定の方針や今後の予定について報告があったところであります。その中で、総合評価方式による落札者を決定する考え方として、技術点と価格点の比率や評価する項目のほか、施設の性能や最低限の基準となる要求水準書の考え方について示されたところであります。

今回の債務負担行為は、建設と約20年間の運営を合わせて330億円という膨大な金額であります。物価変動などによる増減額と消費税を加えた額としておりますが、現施設の建設と運営を合わせた約218億円に比べると、物価上昇などを加味しても多額の負担となるところであります。

現施設の性能保証は補修や助燃の灯油に多額

の費用をかけなければ性能が発揮できないこと、運営会社へのチェック機能など、訴訟の中でも課題が明らかになりましたが、新施設ではこの経験を生かした施設づくりが必要であります。

そこで質問いたしますが、330億と設定した経過について、昨年の常任委員会で報告された金額から減額しておりますが、どのように精査をしたのかお伺いします。

また、新施設の稼働後から現施設の解体を行うと聞いておりますが、建築してから約20年であり、活用できる部分もあると思いますが、函館市の事例では、建物を再活用したプラント設備の更新を行っておりますので、活用できるものは再利用する姿勢が大事であります。費用の軽減を図ることが必要であります。煙突の再活用は聞いておりますが、本当に再活用ができるのか、新施設の運営期間内で建てかえの必要性についてもあわせてお伺いいたします。また、煙突以外の再活用についてもお伺いいたします。

建設費は交付金の対象となり、国の負担もありますが、運営費用は国の負担がないため、入札金額がそのまま負担となりますので、運営費用の負担軽減の考え方についてもお伺いいたします。

以上であります。

○議長（小田中 稔） 答弁を求めます。

佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 初めに、330億円を設定した経過につきましては、平成30年度に基本計画を策定しましたが、策定に当たり、プラントメーカーに概算費用の提出をお願いしたところでございます。回答を受けた概算費用の平均については、昨年11月の総務常任委員会に、今後10年間のごみ処理費の見通しの中で御報告させていただいたところでございます。

現在進めております事業者選定業務の中においても、事業費の削減について検討を進めてまいりましたが、施設規模の縮小やごみピット容

量などのプラント施設の仕様の見直しのほか、運営方針の概要など、前回より詳細な条件をメーカーに提示したことや全国の類似施設の調査を行うことで、直近の予定価格や入札金額の傾向を把握した上で、コンサルタントや全国都市清掃会議の御意見を聞きながら、総合的な判断として330億円の設定を行ったところでございます。

次に、煙突の再活用につきましては、基本計画策定時から、他都市の事例もありますことから検討を続けてきたところであり、方針としては煙突の再活用を基本とするが、新設でも可能としております。最終的にはメーカー提案としておるところでございます。

煙突再活用の期間でございますが、構造が鉄筋コンクリート造でありますので、60年程度の利用は可能と想定しており、新施設の契約期間20年とその後の延命化を想定した場合を考えても、新施設稼働中の建てかえは必要ないと考えておりますことから、その分の費用の低減化が図られると考えております。

また、煙突の状況については、専門業者による鉄筋コンクリート造の外観及び金属製の煙突部分について調査を進めており、最終的な報告については、入札公告の中で事業者にお示しする予定でございます。

また、煙突以外の再活用については難しいところでございますが、敷地内道路の改修が少なくなるような配置計画など、少しでも活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、運営費負担の低減についてでございますが、現在も焼却熱を活用した発電による施設内電気の活用を行っておりますが、新施設においては、発電機容量を可能な限り大きくすることで、施設内の買電量の削減を行った上で、余剰電力の売電収入による運営費低減を想定しております。北電との協議の中では、最大1,980キロワットの売電が可能となっておりますの

で、ピーク時には、現在の250キロワットから約8倍の売電が可能と想定しております。

また、敷地内のげんき館ペトトル及びリサイクルプラザについても、北電からの買電から、新施設からの電気供給に変更することを想定しており、今後の事業者の提案もいただきながら、買電量の低減と売電量増加の検討を行いながら、売電収入の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 羽立 秀光議員

○9番（羽立 秀光） 今、再利用の問題での答弁ありましたけれども、再質問いたしますけれども、債務負担行為の金額については非常に高額でございますが、コンサルタントや全国都市清掃会議から御意見を伺い、工夫を行いながら事業費の削減に努めたことは理解できますが、2月中には入札公告を行い、事業者の提案を受けながら、8月に落札業者を決定したいということですが、入札のときには総合評価方式を採用し、最終的には事業者選定委員会において選定を行うと聞いております。

総合評価方式は、技術点と価格点の評価によって落札者を決定しますが、まずは技術面をしっかりと評価した上で価格面でも評価するのが理想であり、現施設の経験を生かしてしっかりと評価してもらいたいと考えております。

そこで質問いたしますけれども、選考時における事業費の軽減の考え方を伺います。

プラント建設を伴う専門的な工事ですが、地元建設業者の活用の考えについてお伺いいたします。

また、多くの税金を使つての事業ですので、住民の関心も高いところでありますので、選定状況についての丁寧な情報提供も必要と考えていますが、住民に対する説明の考え方についてもお伺いしておきます。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 初めに、事業者の選定につきましては、一般競争入札やプロポーザル方式などございますが、新施設の建設においては価格面に加えて、安全性や継続性の確保といった観点も必要となりますことから、技術面と価格面でバランスよく評価が可能な方式として、総合評価方式としたところでございます。

評価につきましては、技術面の評価項目と、価格面も入札価格を点数化し評価を行います。技術面と価格面の評価がほぼ同等となるようにバランスよく配点を行い、価格面で過度に高い事業者が選考されない工夫をしたところでございます。

次に、地元の建設事業者の活用については、プラント設備を除く建物部分や外構等における活用が考えられますことから、技術面での評価に地域経済への配慮の項目を設け、地元企業の活用に対する考え方を評価することとしております。

次に、住民への情報提供につきましては、入札公告後にホームページを通しての情報提供を考えておりまして、落札者の決定結果につきましても、議会への報告やホームページにて情報提供するとともに、広報西いぶりによる周知も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 羽立 秀光議員

○9番（羽立 秀光） 地元業者の活用でありますけれども、多額の費用が西胆振全体で負担になっておりますので、やっぱり地元業者の活用というのは、十分選定された業者と打ち合わせして、間違いなく、地元でできるものは地元でしてもらおうということをきちっと行っていたきたいと、これを私は強く要請しております。

それから、住民に対しての説明も、最初つくるときは大変反対になったわけでございまして、そして時間もかかって、私も当時大変苦労しま

したので、こういうことのないようにしていただきたいと。

それから、私は先ほど申し上げたように、落札業者との事業のあり方と、それから運営費でありますけれど、過去にも裁判やって大変なことになっております。私は最初からこの裁判の問題も、前の連合長の市長、新宮 正志、それから副市長の寺島にも絶対裁判するんでないと、絶対勝てませんよと私言っているんです。何十回も言いました。事件の問題でないですから、絶対勝てないから副連合長とも相談して、私はやっぱり三井と交渉するべきだと何十回も言いました。それもしないで、結局は多額の金を払うことになりました。

どうしてそういうことを考えないで、人の言うことを聞かないで、私は絶対勝てませんと何十回も言いましたよ。そのときにもちゃんと負担のあり方も、前の市長と今の市長と寺島副市長と、多少の金払うべきだと言っているわけですよ。それが本当の話ですよ、人の言うこと聞かないでやっているのですから。そういうこと何もしないで、そして裁判費を使って、莫大な30億という金を払うわけですよ。そういうことをやるから、市民から反対を受けるんですよ。

今回だって330億ですよ。これをやっぱり皆さんと副連合長とも相談して、会社と相談して、それから当時の広域の議員にもどうして一年一年評価しないのだと、どうしてやらないのだと、メーカーを呼んで。どうして赤字になったか、どういことが悪いから赤字になってるんだということを言っても何もしないんですよ。そしてこういう結果ですよ。市民は大変な負担ですよ、はっきり言って。

連合長に言うけれども、ただ頭振ってるだけでなく、きちっとそういうことを考えて、ちゃんと副連合長と相談して、そういうことやればいいんですよ。何もしないからこういうことになるんですよ。こういうことを考えて、自分の

金だったらどうしますか、あなた。税金だからこそきちっとして、皆さんに迷惑かけたりしてはだめですよ。こういうことを考えて、今後落札になった事業者にも必ずそういうことをきちっとして、そういうことのないようにして、やるべきことをしっかりと、相談してやってもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（小田中 稔） 小泉事務管理者

○事務管理者（小泉 賢一） 今回の訴訟の件等を踏まえた今後の対応ということでございますけれども、1つは、今回の結果の中でもろもろありますけれども、今お話にありました毎年の評価という部分では、18年3カ月という事業でありましたので、その間について毎年毎年、あるいは細かく言うと毎月毎月での実際の運転状況の確認、あるいは運営会社における財務状況の確認、そういったものはもっとしっかりとやっておくべきといったような反省はあろうかということで考えておりますので、その点については、今後新施設の発注におきましては、いわゆるこうしたモニタリングの明確化というところをこれからの要求水準書、また契約書の中にもしっかりと明確化しながら、また事業者選定後におきましては、受託業者ともしっかりとそこは監視なり協議をしながら遵守していくということで考えておりますし、また何よりも大事なのは、実際の運転状況について副連合長を初め、構成市町としっかりと情報共有し、状況をしっかりと共有しておく、その上で運転状況がどうだということを皆さんがしっかりと共有することが大事でありますので、モニタリングの強化とともに、その状況については構成市町としっかりと共有しながら、施設の安定した運営ということに今後については努めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） ほかに質疑はありませんか。

小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） 私からは情報処理費の関係で、14ページ、15ページ、あと債務負担の関係の28、29に係る部分で2点質問させていただきます。

まず1点目は、新年度における戸籍システムの制度改正への対応、その内容についてお伺いをしたいと思います。

そして2点目は、情報セキュリティの対策用機器の更新というのがございます。約9,000万で、多額に上っております。その情報セキュリティの対策用機器とはどんなものなのかということ、さらにその機器の更新によってセキュリティの対策が強化されるのか、またここまで経費をかけてセキュリティを高めておく必要について、実際のメール受信件数と不審メールの検知実績を含めてどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

また、この情報セキュリティ対策用機器の更新の整備は4団体での整備なのかお伺いいたします。

まず、1回目はこれで、以上よろしく願いいたします。

○議長（小田中 稔） 答弁を求めます。

佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹（佐久間 樹） それでは、戸籍システム制度改正対応につきましてです。

制度改正対応の内容につきましては、昨年5月に成立、公布されております戸籍法の一部を改正する法律、これによりまして、戸籍法及び番号利用法など関係法令が改正され、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について整備されているところでございます。

改正法に基づく事務といたしましては、大きく3つございまして、マイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出を省略することができるというのが1つ。2つ目が、婚姻など、戸籍の届け出における戸籍謄抄本の提出が不要となる

ということ。3つ目が、本籍地以外の市区町村での戸籍謄抄本の発行が可能になるということとなっております。

今回、改修の対応になりますけれども、戸籍副本データというのがございますけれども、その送信に係る改修となっております。内容としましては、現在各市町において独自の文字を使ってございますけれども、それを戸籍統一文字というのに変換をすると、また戸籍の異動分を随時送信可能とする機能の追加となっております。もう一つございまして、マイナンバーの情報提供用個人識別符号というのがございまして、それに係る改修ということとなっております。

続きまして、情報セキュリティ対策用機器の更新についての内容ということでございます。

共同電算事業では、参加する団体がインターネットへ接続してホームページやメールの送受信などを行う場合に、悪意のあるものからの攻撃に対して、各種セキュリティの対策を行っているところでございます。主なものとしましては、いわゆるスパムと言われるものとフィッシングサイトと言われるものへ誘導するための迷惑メールの検知、もう一つが、ほかのプログラムに寄生をしまして、不正な活動を行うウイルスと言われるものの検知と駆除、これに加えて、既存のウイルス対策ソフトなどでは検知が難しい、悪意を持って作成されているソフトウェアや悪意のあるコードが含まれるもの、これら不正なソフトウェアになりますけれども、これらを称してマルウェアという言い方をしますが、その検知と駆除を行っております。

今回の機器更新では、メールなどに添付されておりますマルウェアの検知と駆除を行うための機器の更新となっております。

具体的なマルウェアの検知方法といたしましては、検体となりますメールの添付ファイル、これをほかのネットワークや領域から隔離され

た環境の中で実際に動作させ、その振る舞いや外部との通信を解析して脅威分析を行うものとなっております。これは情報の盗み取りなどを目的として特定の団体などを狙う標的型攻撃と言われるものに有効とされる仕組みとなっております。

続きまして、どのように強化されるのかというところでございます。

基本的には、今回の機器更新につきましては、機器の保守停止に伴う更新ということになりますことから、現状のセキュリティレベルを確保するというのが主な目的となっておりますが、今回更新時には、マルウェアのところと、インターネット上にありますC2とかCアンドCと言われます、攻撃する側がマルウェアに感染したコンピュータに対して命令を送って遠隔操作などをする仕組みというのがございまして、そこの通信が最近暗号化されるようになってきているということもございます。これらサーバとの暗号化された通信の解析も可能な仕組みを今回導入することとしてございます。

続きまして、経費をかけてセキュリティを高める必要があるのかというところでございますけれども、自治体におきましては、マイナンバーも含めまして個人情報などが体系的に蓄積管理されてございます。近年、特定組織の情報などを盗み取ろうとする攻撃者は、最初の攻撃として標的型メールと言われるメールでの攻撃によりまして、マルウェアの初期潜入を成功させるというところから始まってくるところでございます。実際に送りつけられている、検知されているマルウェアが添付されているメールなどでは、返信を装って、件名としては御注文ありがとうございますや請求書送付のお願いなど日本語のものもありまして、巧妙になってきております不正メールによって送りつけられるマルウェアに対して防御することは、多くの個人情報を扱う自治体にとっては重要なもの

と考えてございます。

続きまして、メールの受信件数と検知実績についてでございます。

現行の対策機器につきましては、平成27年度整備の平成28年度稼働となっておりまして、件数としては28年度からの数値になりますけれども、初年度の28年度につきましては、メールの受信数が約790万通、検知数としては4万8,806通を検知してございます。平成29年度におきましては、受信メール数が約1,004万4,400通、検知数としては3,532通となっております。30年度、昨年度ですけれども、メール受信数としては約1,242万1,000通届いております。検知数としては8,460通、今年度、ことし1月末時点ですけれども、約1,209万1,000通のメールを受けておりまして、検知数としては1,480通となっております。

最後に、整備の団体なのですが、今回機器更新につきましては3団体による整備となっております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） 御丁寧に説明ありがとうございます。

電算の関係は説明していただければいいほど、だんだんだんだん皆さん引いてしまうような、非常に難しい話のように聞かれるのではないかなというふうに思いますが、毎年というか、毎回多額の費用がかかってきておりますので、大事なことだなというふうに思っております。

それで、今お話のあった部分では、まず戸籍システムの関係はわかりました。では、事務が変わる部分の3点が実際にいつからサービスが開始されるのかについて、スケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

それから、情報セキュリティ対策用機器の

更新の整備については、4団体のところ3団体が整備ということでございますが、参加する、参加しないによって、広域連合の仕事量やコストに影響があるのか、またその不参加団体がある中での共同電算事業における影響はないのか、そもそも広域連合で事業を行っている以上は全団体に実施するべきと考えますが、広域連合で事業を実施する場合の考え方についても、再度お伺いしておきたいと思います。

○議長（小田中 稔） 佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹（佐久間 樹） 初めに、戸籍システム制度改正対応の今後の予定でございます。

改正法によりまして、戸籍システムなどへの改修に関して国から示されているスケジュールでは、来年度、令和2年度に先ほども御説明いたしました戸籍副本データ送信に係る改修と情報提供用個人識別符号取得に係る改修のほか、今後戸籍附票への記載事項の追加、いわゆる4情報と言われる氏名、住所等の情報プラス住民票コードになりますけれども、この追加ということがありまして、戸籍附票の管理システム側及び住基システムの改修が予定されてございます。

令和3年度には、改修を終えました戸籍副本データの全件送信、戸籍異動分の随時送信が行われまして、マイナンバーの初期情報提供用個人識別符号の取得となります。

令和4年度には、戸籍事務におけるマイナンバーの情報連携に係る戸籍システムの改修が入りまして、令和5年度にテストとなっております。戸籍事務でのマイナンバー制度運用開始まで、法の公布から5年と想定されているところでございます。

続きまして、情報セキュリティ対策用機器の更新、参加する、しないによっての仕事量、コストの点ですけれども、広域連合の仕事量につきましては、今回の件に限って申し上げます

と、参加する、しないによって多少のネットワーク的な変更というのは発生いたしますが、仕事量としては問題のない範囲と考えてございます。また、コストにつきましては、利用団体数の減による構築に係る経費というものが多少減になります。また、利用者数による経費、いわゆるライセンス費と言われるものなんですけれども、これも減になるものの、機器に係る経費については変わりはないということもございまして、全体的には影響があるものと考えてございます。

続きまして、共同電算事業における影響ということです。共同電算事業における影響につきましては、セキュリティ対策のレベルが違う団体というのが共同電算システムを使用することとなりますので、先ほども申し上げましたネットワークの構成部分、またセキュリティ対策についての対応が必要となってございます。しかしながら、平成28年度実施の自治体情報システム強靱性向上事業というものによりまして、個人情報扱っていますネットワークとインターネットは分離されているということもございまして、影響を受けて対応する範囲は限定されるものと考えてございます。

しかしながら、近年のマルウェアというのは非常に巧妙、凶悪化しているということ、あと万が一事態が発生した場合に、他の共同電算参加団体への影響というのを及ぼさないためにも、団体側では注意深く監視する必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小泉事務管理者

○事務管理者（小泉 賢一） ただいまの共同電算事業にかかわりまして、広域で事業を実施する考え方ということでありますけれども、これまでも共同電算事業については、広域でやることによってスケールメリット等を生かしながらの経費の縮減ですとか、あるいは各町におけ

る情報担当者の事務軽減、こういったことを共通の理念として行ってきたというところございまして、今回のセキュリティシステムについても、まずはこういった考えを基本にしながら協議を行ってきたというところでありますが、こういった中で、やはり参加団体の個別の御判断というところもありましたし、また今回の件については、仮に1団体抜けたとしても影響というのは極めて限定的なところであるということもございましたので、結果としましては、参加団体の御意向のほうを尊重させていただいたという結論になったところでございますが、今後も電算事業の中でさまざまな案件があるかと思いますが、やはり基本は共同化で行うということの共通理念、これを第一に尊重することはしておきながら、そういった中で各町での個別の事情というのがありますので、そういった事情、それからまたその場合における全体への影響度合いということもありますので、それらについては参加団体全体の中でしっかりと協議、共有をしながら、今後とも判断をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） これで3回目なのでこれで最後にしますが、今答弁がございまして、それでちょっと気になりますのは、参加する、しないがあってもコスト的な影響は今回に限ってはないということでもございましたけれども、答弁の中に、仕事量としては問題のない範囲ということですから、逆に言う問題のある範囲ということも場合によってはあり得るのかなということと、あわせて注意深く監視する必要がある、他の参加団体への影響を及ぼすということも視野に入れながら日々作業しなければならないという点では、見えないところでコストがかかっているというふうに理解するのであります。

ですから、特にセキュリティーということに関してはある面、目に見えないものでありますから、どこまでやるかということがあると思うのですが、こういった類いのことに関しては、やっぱり4団体一致していかなければならないのではないかなというのが私の基本的な考え方です。

ですから、今御答弁の中でもそのような趣旨のお話もありましたが、ただ広域連合で共同電算やってる部分では、今後も各自治体の参加団体の意向に沿ってというようにところも答弁されてましたから、その部分がどちらをどう優先させるのかという点はよくよく議論が必要なのではないかな、要するにそのレベルの問題があるのではないかなというふうに思っていますので、改めてこの点についてはお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

また、例えば今回はセキュリティー機器を使わない団体があるということを前向きに捉まえたとしたら、その団体がどれだけ不利益になるのか、または不正なメールが届いて影響を受けたみたいなことの、いわゆるその報告を4団体で共有すべきでないかというふうに思います。要するに、4団体で検証することによって今回の、せっかくというか、たまたま分かれてしまったのですから、そのことがどう影響するのかというのは構成団体である伊達市としても非常に気になることです。

というのは、要するに経費をかけなくても同じことができているのであれば、経費をかけなくてもいいのではないかなという考え方もあるからです。保険のようなものでかけておけば心配ないということはあるかもしれませんが、どんどんどんどん多額になっていくということを考えていくと、最低限というのはどこの線なのかというのを私たちはしっかりと見きわめなければならない、そのように思っておりまして、その辺も改めて電算に関してはしっかりと情報共

有をしていただきたいし、その結果を議会にも報告をいただきたいなど、そのように思っておりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

あと最後1点だけ、先ほどメール受信件数と不正メールの検知実績が報告をされました。受信メール数、現在は1,200万通になっているということで聞いておりますけれども、実際に検知数はすごく少なくなっている。要するに、平成28年は4万8,000通、でも2019年は1,480通ということで激減しているんですよ。これはある面、検知という部分がかなり精度が高くなってきている、さらに言うと、少ないのだけれどもその部分は非常に悪質なものが高度化しているというこの理解をしているんですが、このことが報告をされて問題がないということも、本当に問題なかったのかなということも、私たちは議会としても議員としてもちよっと注意をしなければならないなと思っています。

ですから、重大インシデントみたいなことにはなっていないのだろうなと思っているのですが、こうしたことの日常の報告が実際にはないので、このセキュリティーがどれだけ効果を上げているのかということの検証が議会としてはできないなというふうに思っていて、説明をされた説明員のお話を聞くだけなのです。ですから、そういった点で、今後どうこの案件に関して報告体制というのはとれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小田中 稔） 佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹（佐久間 樹） 検知数の関係についてでございます。平成28年度で検知数が4万8,806通、29年度が3,532通となってきた部分につきましては、平成29年1月、28年度にインターネットの接続が、北海道がやっております北海道自治体情報セキュリティクラウドというものの経由になったと

ころでございます。このセキュリティクラウドでは、一定程度のセキュリティ対策が実施されていると、ウイルス検知であったり、マルウェアの検知というものがなされておりまして、検知数が減少したというふうに考えてございます。

少なくなったとはいえ、攻撃する側にしてみると1通れば攻撃は可能ということもございまして、件数というよりは送りつけられるマルウェアの凶悪性というほうが重きを置くべきというところもありまして、今回整備というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 青山広域連合長

○広域連合長（青山 剛） お答えがちょっと前後いたしましたけれども、私のほうから参加団体の考え方について再度お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

この電算業務につきましては、3市1町の4団体で構成してございます。電算業務が始まった背景といったようなところは、やはり広域的にやることでのメリットであったりとか、あと担当職員の事務負担軽減といったような、さまざまな背景があったかというふうに承知をしてございまして、広域連合の事業でありますので、これからも基本的には参加団体みんなで事業を運営、執行していくというような考え方が基本であろうというふうに考えております。

これまでの間、今回の件につきましても、事務レベルでもいろいろとやりとりをさせていただいたところでございますけれども、構成団体の意向といったようなところで、最終的にはこういうふうな結果になったといったようなことでございますけれども、影響を最小限にとったようなことと、3団体についても影響がないようにしっかりと対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

議員御指摘のように、見えないところの負担

といったようなところも御指摘のとおりだというふうにも存じ上げます。いずれにしても、今後広域連合においては、やはり自治体間いろいろな事情がありながらも、しっかりと一つになってやっていくといったようなことを基本に、これからも運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小田中 稔） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（小田中 稔） 次は、日程第4 議案第3号公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

議案第3号 公平委員会委員の選任について同意を求める件

○議長（小田中 稔） 提出者の説明を求めます。

青山広域連合長

○広域連合長（青山 剛）（登壇） ただいま議題となりました議案第3号公平委員会委員の選

任について同意を求める件でございますが、公平委員会委員の関 正人氏、高野 聖久氏及び唐牛 敏晴氏は、本年3月27日をもって任期満了となるため、その後任につきまして、関 正人氏及び高野 聖久氏を再度選任し、新たに吉永 泰氏を適任と認め、選任いたそうとするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） お諮りいたします。

本件は、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（小田中 稔） 次は、日程第5 西いぶり広域連合選挙管理委員並びに同補充員の選挙を行います。

西いぶり広域連合選挙管理委員並びに同補充員の選挙

○議長（小田中 稔） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

この場合、議長において指名することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認め、選挙管理委員に近江 毅氏、和田 卓士氏、今村 勝一氏、小田桐 勝太郎氏、同補充員に寺林 正

裕氏、松本 晃氏、高橋 祥子氏、山瀬 隆幸氏を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

なお、補充員の補欠順序につきましては、ただいま指名いたしました順序によりたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（小田中 稔） 次は、日程第6 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝）（登壇） 私は第1回定例会に当たり、さきの通告に従って一般質問させていただきます。

今回は大きく2点でございます。

1点目は、現中間処理施設をめぐる検証委員会についてであります。

昨年11月の常任委員会でも、非常に短期間での検証で大丈夫なのかということをお聞きをして、しっかり検証してほしいと、そんなことを注文させていただきました。聞きますと、新施設の入札公告に向け、急いで1月に検証結果を取りまとめ、要求水準書や契約書に反映させるよう作業を行ってきたとのことですが、現施設での課題の検証は広く共有すべき教訓ではないかと考えます。

そこでお伺いをいたします。まず、検証結果について報告書を作成する予定はあるのか、そして報告書を作成するのであれば、いつごろ公開を考えているのか、お伺いをいたします。

2点目は、検証委員会の総括の要旨について

であります。

今申し上げたように、1月に新施設入札に向けて検証結果の取りまとめということでございますが、では実際に具体的にどのような検証となったのか、その内容、総括の要旨についてお伺いをいたします。

3点目は、その総括を新中間処理施設建設にどう生かすのか、2点目とかぶるところでございますが、その総括された内容について、新中間処理施設の建設や運営にどのように生かしていくのかという点をお伺いしたいと思います。

そして、大きな2つ目でございます。広域連合におけるごみ処理事業の効率化についてでございます。

1点目は、収集運搬業務の一元化が以前検討されましたが、一元化できなかった理由、その理由は何だったのか、改めてお伺いをしておきたいと思っております。

2点目は、生ごみの取り扱いについてでございます。現状の構成自治体の状況についてお伺いをいたします。

3点目は、使用済みの小型家電の取り扱い、広域で行うことは検討できないのか、お伺いをいたします。

まず、1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小田中 稔） 答弁を求めます。

佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 初めに、現中間処理施設をめぐる検証委員会についてのうち、報告書作成の予定と公開時期についてでございますが、報告書につきましては現在作成中でございます。完成は作業の進捗から3月になる見込みとなっております。報告書につきましては、行政内部での認識の共有などを図るための内部資料として、関係市町への送付を考えており、新施設建設に向けた作業がこれから進んでいくことを踏まえまして、貴重な教訓として広く共

有することが大切であることも考え合わせますと、報告書の完成後、できるだけ早期に議会への報告を行ってまいりたいと考えております。

次に、検証に係る総括要旨でございますが、現在報告書の作成中でございますので、概括的なお答えとなりますけれども、まず検証委員会での検証作業といたしましては、委員会を11月から1月にかけて3回開催し、代理人を務めた弁護士から訴訟概要の説明を受けることなどにより、現施設での課題整理を行い、新施設に生かすべき内容を取りまとめたところでございます。

具体的な取りまとめ作業では、検証は書類の確認とし、裁判での資料などを活用することとしております。また、新施設への教訓として生かすことを喫緊の目的としまして、入札公告にかかわる内容について優先的に検証を行っております。

現施設の課題といたしまして、実機での稼働実績が少なく、運転費用について入札見積もりと実績で大きな乖離が生じ、その乖離について具体的な瑕疵基準の設定がなかったため、瑕疵としての確認が難しかったこと、性能保証と性能を満たすための費用について、契約書などに具体的に書かれておらず、裁判で関係性を否定されたこと、株主会社からSPCへの支援額に上限があり、それを超える費用は株主会社に負担する責任がなく、支援自体も法的拘束力のない努力義務と裁判所に認定される表現であったことなどを抽出し、その対応策をまとめたところでございます。

次に、総括した内容をどのように生かしていくかでございますが、要求水準書や契約書に、性能とは運営期間を通して当初の契約の運営委託費で履行するものであるとの考え方を明示し、建設事業者が施設の引き渡し後も施設運営に責任と費用を持つようにすることが必要と考えております。

そのため、建設事業者が運営事業者の債務を連帯保証することや運営事業者への支援を契約上の義務とするなど、みずからが設計、建設し、運営費用を積算した施設について、最後まで責任を持つようにしてまいりたいと考えております。

また、広域連合といたしましても、あらかじめ具体的な瑕疵基準を設定し、瑕疵検査を行うことや各種の性能確認試験を行うことのほか、毎月あるいは毎年のモニタリングを行い、当初の事業者提案と運営実態との違いを見ることなどにより、施設の問題に早く気づくことと、必要に応じて専門的な知見を活用し、問題の原因と責任の所在を明らかにすることで、自治体が不意に費用負担を求められることを避けることが重要であると考えております。

このような考えを検証委員会の中の対応案として、具体的な20数項目の文案にまとめており、これを要求水準書や契約書に落とし込むことで、現施設で生じた課題について、新中間処理施設では解消を図ることができるものと考えております。

次に、広域連合におけるごみ処理事業の効率化についての御質問のうち、収集運搬業務の一元化につきましては、広域事務の調査研究項目としましては、平成17年～平成21年に収集運搬業務の一元化やごみ袋の統一化など、経費削減を目的に検討が行われてきました。可燃ごみや不燃粗大ごみの収集一元化については、各市町が単独で処理している廃プラスチックや生ごみなどの収集運搬業務が残り非効率であること、またごみ袋の統一化については、材質や規格の統一が難しく、ごみ袋の販売店への搬送に多額の経費がかかることと試算されたことや、統一によりごみ袋の販売が広域連合圏内の全体で競合してしまう経済的な影響など、効率面や経済面で一元化のメリットが見出せなかったことが主な理由となり、実施は見送られておりま

す。

次に、構成市町の生ごみの取り扱いについては、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町の3市町では別収集を行い、市町で整備した施設で堆肥化处理をしているところでございます。また、残りの室蘭市、豊浦町の2市町では、通常の可燃ごみとしてメルトタワーで処理されているという状況でございます。

次に、使用済みの小型家電の取り扱いについては、現在は各市町に設置された回収箱により集められ、各市町の集積所に一定量をためられた後、リサイクル業者が引き取りに来ており、各市町で回収されずに広域連合へ自己搬入された小型家電につきましては、不燃ごみとして扱っております。

広域連合としては、小型家電に含まれる充電式電池が施設火災の主な原因となっている現状もございますので、まずは回収箱の設置場所の確保や分別方法などについて運営会社と協議していくなど、小型家電の取り扱いについて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） それでは、再質問させていただきます。

まず、検証委員会に関して、報告書についてはつくっていただけて、早期に議会への報告をいただけたということで答弁いただきました。繰り返しになりますけれども、現施設での経験というのは広く共有されるべきということで、今回質問をさせていただきました。そのためには、きちんとした報告書を作成して記録として残すこと、公開していただくことが大切だと考えております。

その中には、当時の決定の経緯ですとか、また議会での議論、また覚書のことや訴訟に至った経緯、なぜ和解の選択肢はとれなかったのか、そして損害賠償を勝ち取ることはできなかった

けれども、訴訟をしたことによって明らかになることがあって、今後の行政運営には教訓になったことなどが公文書として残されることが大事なことでないかなと、そのように思っておりますので、新施設が私たちの喫緊の課題になっていますから、それに向けての教訓というか、それについての性能保証に関しての項目のためではなくて、私たちは同じ轍を踏まないために、これを後世に残していく必要があるのかなと、そのように思っています。

特に、もう皆さんも御承知のとおり、先ほど同僚議員からも厳しい声がありましたけれども、今このことの議論をしているのは、その後の議員やその後の連合長であったりするわけでございまして、その当時を知る人はもういないということの中で、非常に何か厳しい議論になってしまうというふうに思っています。要するに、責任のとり方ということがなかなか難しいんだということを経験した痛感させられましたから、この責任というのが検証委員会、そして報告書の中で明らかにされる、そのことが、後世にこういうことがあったんだからこういうことはしないようにしようねということの確認ができるのかなと思っていますから、ぜひその点はしっかりと公文書を望みたいと思っております。これは要望としておりますので、住民の方を含めて、一般への公開もぜひ考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目は、検証の概要については大体わかりました。それで、目前の入札公告に向けての要求水準書や契約書へ反映させる内容を優先したことはわかるのですが、本来であれば十分な時間をかけて検証を行うべきではないかなというふうに思っております。どこまで検証ができたのか、現施設での事業者選定を含めて、こういう問題が起きた経緯がどうだったのか、また覚書の問題などあったと思いますが、そういった点には触れられていないのか、どのように考

えているのか、お伺いをいたします。

それから、3点目の質問については、御答弁いただきましたけれども、ちょっとかぶる部分もありますが、具体的にどう生かしていくかについて、考え方はある程度わかりました。それで、報告書では現施設の選定当時の手続や覚書締結時の問題にも触れるようではありますが、現施設の問題では、例えばその覚書について、連合長と副連合長の情報共有が十分ではなかったのではないかなという点もございました。

そういう問題があったときにどう対応すべきなのかというのを考える一つのきっかけになっているので、これは連合長にお聞きをしたいと思いますが、検証委員会の報告書はまだ完成していないようですが、これまでの検証の状況を受けて、連合長としてはどう感じ、今後どのように議会や住民に説明していくのか、考えを伺います。

○議長（小田中 稔） 答弁を求めます。

佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 現施設に問題が生じた経緯と覚書締結の検証ということでございますけれども、現施設の事業者選定につきましては、平成11年度に国のダイオキシン類対策への対応を背景として、次世代方式と呼ばれたガス化溶融方式から選定することとし、また平成11年7月の、いわゆるPFI促進法の成立を鑑み、財政負担の軽減やごみ処理技術の高度化に対応するため、民間主導型の事業方式を検討し、全国的にも早い時期にDBO方式が有利として採用しております。

平成12年度の事業者募集においては、コンサルタントの支援や大学教授らによる技術評価委員会で専門的な知見を得ながら、入札関係書類の作成や見積設計図書の評価をしておりますが、国のダイオキシン類対策による新たなごみ処理技術の導入が実績の少ない方式の選定につながり、参考となる事例が少ないDBO方式の

採用が課題の一因となったものと理解しております。

また、覚書につきましては今回の裁判で争点になっておらず、判決への直接的な影響はなかったものと認識しておりますが、専門家の技術的なアドバイスを受けることや、瑕疵や性能についての試験を行うことなどの課題もあったと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 青山広域連合長

○広域連合長（青山 剛） 今回の検証については、訴訟の結果を踏まえた現施設の課題について整理し、広域連合として広く共有することで、新施設の安定した運営を図るために取りまとめを現在行っているところでございます。

これまでの検証によりまして、実績のある処理方式の採用を初め、訴訟結果を踏まえ、提案された費用の範囲内で性能を満足させることや運営会社に対する株主支援を義務化すること、また覚書に至った経緯を踏まえながら、性能保証や財務状況に関するモニタリングの明確化等の対策を取りまとめたところでございまして、今後につきましては、入札に向けた要求水準書や契約書において、これら事項について明記し、選定事業者に遵守を求めるとともに、運営状況を把握するモニタリング結果について説明のあり方も含め、副広域連合長とも緊密に情報共有を図りながら、新施設の安定した運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） 検証委員会の結果を踏まえて、連合長からもお話をいただきました。いずれにしても、まだ途中でございますから、結果が出て報告書が出てきたところで、またそれぞれ話題にというか、一つの質疑をする可能性はあると思いますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたように、このことをもって私たちは責任を明確にしていくというこ

とと、今後の教訓として生かしていくんだということを考えておりますので、このことをしっかりと踏まえた中で、先ほど申し上げましたけれども、ぜひとも単なる事務文書としての公文書ではなくて、さまざまな視点における報告書というものがやっぱり大事なのではないかなというふうに思っています。

それは行政側の視点、そして、議会側の視点というのはなかなか難しいかもしれませんが、議会側の視点、さらには一般の市民の方の受けとめや、また例えばずっとかかわってきた弁護士さんなどの司法にかかわった方々の考えなども、文章の中からわかるような内容にぜひしていただきたいと考えておりますので、そのことについて少しお考えいただいた中で、新施設の作業が進む中でありますけれども、進むその先で結構ですから、ぜひそれはしっかりと示していただきたいというふうに思っております。この点についてはもうこれで終わりにさせていただきます。

2点目は、広域連合におけるごみ処理の効率化についてでございます。

効率化に関しては、今ほど答弁がございましたが、平成21年に文書として、一元化に関して一定の結論が出ておりまして、きょうも来る前にそれを読んでまいりましたけれども、それを見ますと、いわゆる経済的なメリットというのがなかなか感じられないというような報告になっていることは確かであります。ただ、それでも前回の検討から10年がたっておりますから、地域の人口減少や行政職員の減少が進んでいる中で、事務の効率化のために収集運搬の一元化の再検討というのは必要なのではないかなということではちょっと質問させていただいたので、まずこの点について改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） ごみ収集の一元化の

再検討につきましては、前回の検討課題であった各市町が単独で処理している廃プラスチック、生ごみの処理や、ごみ袋の販売や輸送について現在も継続している状況でございます。前回の検討でも十分協議された上での結論であったことから、現時点における収集運搬の一元化の再検討は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） 収集運搬の一元化の再検討は難しいという答弁でしたが、収集運搬の一元化は難しいとしても、収集は構成各市町で実施することとして、各市町の共通する事務などを広域連合で一括して行うことで、減少する職員の業務量を減らすなど、事務の負担軽減を検討することは可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 事務負担軽減の検討についてでございますけれども、各市町では環境政策や啓発活動、収集運搬の許可のほか、各市町によっては廃プラスチックや生ごみなどの処理の事務も行っております。また、広域連合では、搬入された可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの処理を行っているというところでございます。

この中で、広域連合に事務を集約することにより各市町の負担軽減となる可能性があるものにつきましては、まずは今後の担当学会議の中で意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） ぜひ今答弁いただいたように、事務の負担軽減について、まず担当者レベルで結構ですから、検討していただきたいと思います。

例えばですけど、現在でも何か取り組めるものはないのかという点については、当然とし

て押さえているのかなと思うので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 今の時点で何か取り組めるものがないのかということの質問でございますが、現在新施設の事業者選定業務を進めておりますけれども、新施設では炉の形式が変わるため、ごみの受け入れ寸法などの規格を見直すことも必要と考えております。

また、新施設の運営に対して、各市町の共通した認識が必要と考えており、現在は市町ごとに発信されているごみの分別方法やごみ辞典などについて、共通化に向けた協議も必要と考えております。

今後、新施設の受け入れ開始まで、各市町の共通認識を図り、住民への周知などを共通した形で発信できるように検討することで、事務の負担軽減ですとか、住民の利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） わかりました。新施設に向けてというところもあるでしょうし、ぜひ改めて各構成団体で状況が違うのでしょうか、事務の効率化という点でも担当者で詰めていただきたいというふうに思います。

2点目の生ごみの取り扱いの関係でございます。

現状では、室蘭市さんと豊浦町さんが可燃ごみとして処理をしているということでございます。例えば、質問としては、ごみ処理の安定と事務の効率化のために、広域連合が主体となって地域の生ごみを分別処理することを考えられないかというのが2つ目になります。生ごみの処理もそれぞれ自治体で困っていることもあって、できなくなってくところもあるのかなというふうに考えると、これも一つのテーマにな

っていくのではないかなというふうに思っております。その辺についてはどうお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 広域連合が地域の生ごみを分別処理することによって、焼却されるごみの水分量が少なくなりまして、ごみの処理を行う条件としては有利になると考えております。生ごみの処理施設の新たな整備やその後の維持管理、生ごみの運搬費用などの課題が想定されますので、現在は生ごみの別処理の実施の有無など、各市町の生ごみ処理への取り組みの相違もございますので、現時点の実施は難しいかなと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） 現状では難しいということでございますが、現状の生ごみの処理施設について、各市町が単独で整備したものもあるのだけれども、市の財政状況によって単独処理を断念する市町も想定されるということで先ほど申し上げました。

そうすると、施設で生ごみを受け入れることになる今の2団体のほかに、またふえてくるとした場合に、ごみ処理施設の新施設を想定してありますが、その稼働には影響がないのかということがちょっと心配されます。当然燃焼方式にもよるようではありますが、現状どの程度影響しているのかというのは余り承知はしていませんが、これから新施設の計画を立てる上で、その辺も想定した中で、計画がなされているのかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 各市町の単独処理である生ごみの受け入れの影響についてでございますけれども、新施設の規模算定では、稼働初年度よりも四、五年先のごみ量を見据えた施設

規模を設定していることもございまして、稼働当初では処理能力を超えてしまうおそれがございますが、その後のごみ量は地域の人口減少などに伴って年々減少していくと予測しているため、受け入れることは可能と考えております。

また、施設への影響としましては、水分の増加によるごみ質への影響がございしますが、地域全体のごみ量に対して単独処理分の生ごみの割合は5%と小さいこともございまして、施設への影響は少ないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） わかりました。現状でも5%程度という割合の中では影響は少ないということでございます。また、私もちょっと見たところでは、今の検討されている燃焼方式の中では、こういった生ごみに関しても十分対策がとれている施設も多いということでございますから、その辺も当然として考えの中に含まれる中で、計画がなされているものと思っております。

ただ、ここでも確認をさせていただいたのは、先ほどの事務の効率化も含めて、やっぱり何か広域でやっていることについて、みんなでもう少し足並みそろえてできることはないのだろうかということも一つのテーマとして、ちょっと盛り込ませていただいたところでございます。

次に行きます。使用済み小型家電に関してでございます。

1回目の答弁がございました。小型家電の取り扱いについて、今後検討していくというようなことが一応後段で述べられておりましたけれども、現状で、例えば伊達市の場合は、市民の皆さんに周知をしながら、環境衛生課というところがその窓口となって、小型家電の引き取りをしております。ただ、市役所に持って来ていただくので、手狭なため、ある程度たまりましたら使っていない施設にそれを運び、そしてそ

れをまた取りに来てもらうみたいな、そういう非常に効率の悪いことを実はしております、各自治体の皆さんがどうされているのかはちょっとわかりませんが、例えば広域連合でストックヤードを整備して、各市町の小型家電を集めてリサイクル業者に一括して引き取ってもらう、そのことによって事務の簡素化は可能なのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 現施設の解体跡地には、ストックヤードのごみ処理施設を整備することを今検討しております。このストックヤードでは、処理の不適用物や有価物のほかに、火災対策として今後設定される電池などの危険ごみの一時保管場所として活用を検討しておりますけれども、あわせて今おっしゃいました小型家電の保管場所としての活用も検討してまいりたいと考えております。

また、各市町の小型家電をストックヤードに集めて、一括してリサイクル業者へ引き渡すことについては、広域連合までの運搬費用の負担が新たに発生するなどの課題がございますが、各市町の事務の負担は軽減されると想定されますので、各市町の担当と意見交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） スtockヤードはあるということでございますし、後段の部分でその可能性については言及いただきました。もちろん各市町と協議をしながらということでございますけれども、火災対策も含めて、小型家電に含まれているバッテリーなどの取り扱い、これも大事な視点でございますから、これも一括管理をしながら、そういったものを処理していくというのは非常に効率的な話かなという点と、また先ほど来申し上げているように、広域

でごみ処理を行っているということは、私たち何をしようとしているのかという点が今回の大きなテーマだと思っています。

新施設もできるわけでありますが、いわゆるランニングコスト、初期費用のインシャルコストも含めて、当然共同で行っていくことによってメリットを享受していくということは非常に大きな点としてあるのですが、せっかくみんなでやっているということの中で、ごみ処理、リサイクルもやっているわけですし、ごみにかかわる部分は全部広域でというか事務もできるんだということを進めていくのも一つの考え方ではないかなというふうに思っています。

それを各町でやっていくような時代ではなくなっていくのではないかなというふうにちょっと思っております、最初の一元化のお話の中で、コストが削減できないんだという話がありましたが、これからはコストがどんどんどんかかっていくことをやっぱり認めていかなければならない時代なのではないかなと、そんなふうにも思っています。

コスト削減が使命ではなくて、コストをかけながら何か私たちは実現していくということをきちんと市民に示しながら進めていくということが大事で、この処理にかかわる部分でのその先で、例えば労働者が、賃金が低廉で生活が十分にできない、結婚ができないなんてことがあってはならないわけでありまして、さまざまなことを考えたときに、事務の効率化をしていくことによって、そうしたさまざまな問題点、地方が陥りやすい問題点を何とか解消していく手だてを見つけていきたいというのが、本当のところの今回の質問の趣旨であります。

ですから、個々の部分ではそれぞれ皆さん考え方が違うのはわかりますが、ぜひともそういった細かな点も含めた中で、将来のあるべき私たちの自治体に向けて、広域連合でやっていることが各自治体に対して有効な、大きな仕組み

として成り立つようにぜひあってほしいと願っておりますので、その点について最後、もし連合長から考え方をお聞かせいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小田中 稔） 青山広域連合長

○広域連合長（青山 剛） ありがとうございます。

いろいろと各業務において、それぞれの構成自治体、とりわけ環境部門のお話が後段中心にあったかと思いますが、各自治体においても、例えば環境政策を進めようとした中で、職員の確保というか、職員自体もなり手が少なくなってきたというのは、この地域のみならず全国的なトレンドにあるのかなというふうに思っております。各構成自治体においても、各町それぞれ自治体経営をしていく上で非常に大きなテーマだというふうに感じていると思います。

一方で、広域連合でいろんな業務を共同化することでスケールメリットを出すといったようなことが広域連合としての大きな役割であり、使命であるというふうに思います。

一方で、各構成自治体によってはさまざまな歴史、あるいは環境に対する考え方や文化といったようなこともありながらも、目指すべきところはそういうほうにしていかなければいけないというふうに思っております。

今、広域連合職員も限られた人員の中でさまざまな業務があつて、かなり負担もかかっているとといったようなことで、広域連合事務局もしっかりとした運営体制にしていこうといったようなこともあわせて考えていかなければいけないというふうに思います。

いずれにいたしましても、西胆振の3市3町で構成しております広域連合でありますので、今後もさまざまな調査研究項目を通しながら、どういったようなところで効率化できるか、あるいはRPA、AIといったようなことも場合

によっては取り入れることができないかといったようなことも、引き続き研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） 突然振りましたのに、ありがとうございます。

最後にいたしますけれども、実は一つ心配していることがあります。今職員数の減少のこともございましたが、例えば伊達市、市長から怒られるかもしれませんが、この広域連合を組織していく中で、やっぱり室蘭市の立ち位置というのは非常に大きなものがあつて、その負担というものが非常に多大になっているのではないかとこのことをちょっと懸念をしています。非常に人口が多かったときのボリュームの中で割合が決められた、割合というか、ある程度立ち位置が決まってきて、ある面それによって私たち伊達市も助けられてきているところもございます。

もちろん人口割がございますから、そのことは十分に、十分にというか、その部分でどちらかに偏っているということではないと思っておりますけれども、ただいずれにしても、職員の方の配置も含めて、やっぱり室蘭市さんによるところが非常に大きいのかなというふうに考えていて、新施設をめぐってこれから運営していく中では、当然人口の差はそれぞれあるんですけれども、室蘭市さんが非常に大きな財政問題を抱えている中で、私たちも同じ広域連合を組む中で、室蘭市さんの抱える問題を一緒に考えていかなければならないんだなということをすごく痛感しております。

ですから、そのことも含めて考えると、負担の割合ということの考え方もこの際議論する、そういう時期に来ているのではないかなというふうに思っております。これは行政側と話をしてきたわけではありませんけれども、しかしそ

のことも含めて考えたときには、今ほど申し上げたような事務の効率化を含めて、さまざま考えることがあるのではないかなというふうに思っております、そのことを念頭に置きながら、新施設に向けてハードの整備をされる、またソフトの面もそれぞれ考えていくんだというふうになっていただきたいと思いますので、そのことは連合長、副連合長の皆さんにぜひ御検討いただいて、進めていっていただきたいと思います。

答弁は結構でございますが、そんなこともちょっと心配しながら参加をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小田中 稔） これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（小田中 稔） 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時37分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 小田中 稔

署名議員 我 妻 静 夫

署名議員 砂 田 尚 子